

先駆的空き家対策東京モデル支援事業補助金交付要綱

30 都市住政第 1005 号

平成 31 年 3 月 25 日

第 1 目的

この要綱は、空き家対策に関する先駆的かつ高度なノウハウを要する共通課題の解決を図る事業を実施する区市町村に対し、東京都（以下「都」という。）が当該事業に係る費用の一部を補助することにより、空き家対策のノウハウの普及を促進することを目的とする。

第 2 補助事業

- 1 この要綱において、「補助事業」とは、先駆的空き家対策東京モデル支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業であって、区市町村が実施する先駆的かつ高度なノウハウを要する共通課題の解決を図るもののうち、空き家の発生抑制、除却、利活用等における高度なノウハウを要する事例について、具体的なケーススタディとして課題の解決を図り、情報共有する事業をいう。
- 2 補助事業は、次に掲げる実施項目のうち、いずれかに該当する事業とする。
 - （1）発生抑制
 - （2）除却
 - （3）利活用
 - （4）その他

第 3 補助対象者

- 1 補助金の交付対象は、補助事業を行う区市町村であって、知事が選定した区市町村とする。
- 2 前項の選定を受けようとする区市町村は、別に定める募集要項に基づき、実施申込書（別記第 1 号様式）及び実施計画書（別記第 2 号様式）を知事に提出する。
- 3 知事は、前項に規定する実施申込書及び実施計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付対象として選定し、補助金交付対象決定通知書（別記第 3 号様式）により通知する。適当と認めないときは補助金の交付対象として選定しないことを決定し、補助金交付対象不選定通知書（別記第 4 号様式）により通知する。

第 4 補助金の交付額

- 1 都は、第 3 の規定により知事が選定した区市町村に対し、予算の範囲内において、補助事業に要する費用（国の補助を受ける場合においては、補助事業に要する費用から国の補助額を控除した額）を補助する（ただし、施設整備等のハード事業に係る経費は除く。）。この場合において、当該費用に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 前項に規定する補助の総額は、1 区市町村につき 1,000 万円を限度とする。

第5 補助金の交付申請及び交付決定

- 1 第3の規定により知事が選定した区市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。
 - （1）事業計画書（別記第5号様式別紙1）
 - （2）申請額内訳書（別記第5号様式別紙2）
 - （3）その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により当該区市町村に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定するに当たって、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

第6 交付決定の変更

- 1 第5第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後において、補助金交付申請額に変更等が生じたときは、速やかに補助金交付決定変更等申請書（別記第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。
 - （1）変更申請額内訳書（別記第7号様式別紙1）
 - （2）その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定の内容を変更して補助金交付決定変更通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通知し、適当と認めないときは補助金の交付決定の内容を変更しないことを決定して補助金交付決定変更不承認通知書（別記第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

第7 申請の撤回

補助事業者は、第5第2項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該交付決定に係る通知を受領した日から14日以内に、補助金の交付申請を撤回することができる。

第8 事情変更による決定の取消し

知事は、第5第2項又は第6第2項の規定により補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

第9 承認事項

- 1 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更しようとし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類によりあらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき
補助金交付決定変更等申請書（別記第 7 号様式）
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき
事業内容等変更申請書（別記第 10 号様式）
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
中止・廃止承認申請書（別記第 11 号様式）
- 2 知事は、前項の規定により書類の提出を受けた場合には、その内容を審査し、承認することを決定したときには変更承認書（別記第 12 号様式）により、承認しないことを決定したときは変更不承認通知書（別記第 13 号様式）により、区市町村に通知するものとする。

第 10 事故報告等

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由、状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、速やかに区市町村にその処理について適切な指示をしなければならない。

第 11 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業者の事業が第 5 第 2 項の規定による交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないものと認められるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第 17 第 1 項第 6 号の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 12 状況報告

- 1 知事は必要に応じ、補助事業者に対し期限を定めて補助事業の状況について報告を求めることができる。
- 2 1 の報告は、実施状況報告書（別記第 14 号様式）により、行わせるものとする。

第 13 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、完了実績報告書（別記第 15 号様式）に、次に掲げる書類を添えて速やかに知事に補助事業の実績を報告しなければならない。

- （１）実績額内訳書（別記第 15 号様式別紙 1）
- （２）事業報告書（別記第 16 号様式）
- （３）本事業の経費で作成した成果物（任意の様式）
- （４）その他知事が必要と認める書類

第 14 補助金の額の確定

知事は、第 13 の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記様式第 17 号）により、補助事業者に通知するものとする。

第 15 是正のための措置

- 1 知事は、第 14 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定による命令があったときは、補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するよう必要な措置を講じた上で、当該措置の内容を知事に報告しなければならない。

第 16 補助金の請求及び交付

- 1 補助事業者は、第 14 の規定による補助金の額の確定後、知事に対し、速やかに請求書（別記第 18 号様式）により補助金の請求を行うものとする。
- 2 知事は、前項の請求内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

第 17 補助金の交付決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - （１）偽りその他不正の手段により、補助金の交付等を受けたとき
 - （２）補助事業を中止し、又は廃止したとき
 - （３）補助金を他の用途に使用したとき
 - （４）補助事業者が予定期間内に補助事業に着手しないとき又は補助事業が予定期間内に完了しないとき
 - （５）第 14 の規定により確定した交付すべき補助金の額が補助金交付決定額に達しないとき

(6) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件、この要綱に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第 14 の規定により補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 18 補助金の返還命令

1 知事は、第 8 又は第 17 の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、第 14 の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

第 19 違約加算金及び延滞金

1 補助事業者は、第 18 第 1 項の規定により補助金の返還命令を受けたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、第 17 第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当する場合を除くものとする。

2 補助事業者は、第 18 の規定による補助金の返還命令を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を前項の違約加算金とは別に納付しなければならない。

第 20 違約加算金の計算

第 19 第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 21 延滞金の計算

第 19 第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 22 補助事業の帳簿等の作成及び保管

補助事業者は、補助事業の収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業の終了後 5 年間、これを保管しなければならない。

第 23 重複受給の禁止

補助事業者は、都における他の要綱に基づく補助金等で対象となる事業費と補助対象事業費を重複して補助を受けてはならないものとする。

第 24 他の規程との関係

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。